

運輸部



国土交通省では、去った六月一日から六月三十日までの一ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の重点期間と定め、「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」と連携しながら、関係省庁、自動車関係団体等と協力して本運動を全国的に展開しました。

近年の交通事故の発生状況および大都市地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となつていて、特に暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の秩序を乱すとともに、環境悪化の要因ともなっています。本運動は、道路交通の安全確保、公害防

止を図るための施策の一環として平成二年度から実施されているものです。

運輸部においても本運動を推進するため、沖縄県警察本部、県内自動車関係団体等の協力を得て、ラジオのスポット放送、市町村広報誌への掲載依頼、新聞への掲載、ポスター等の掲示及びチラシの配布を行うとともに、先島を含む県内四ヶ所において街頭検査を行いました。同期間中における検査結果

に重点を置いた検査を行いました。同期間ににおける検査結果

は、別表のとおりとなっていました。本運動期間中の街頭検査においては、特に、車両法の一部が改正され、本年四月一日に施行されました。

自動車は、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、構造、装置及び性能について必要最小限の技術基準（道路運送車両の保安基準）が定められていますが、国等の行う検査を受けた後に保安基準に抵触する不正改造を行うユーザーが後を絶たないことから、これら

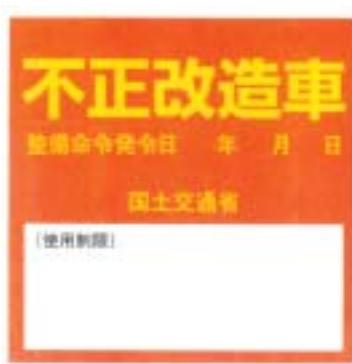
の不正行為に対する規制を強化するため平成十四年に道路運送車両法の一部が改正され、本年四月一日に施行されました。

運動期間中の街頭検査結果

実施回数	出動員数	検査車両数
6	163	871
整備不良車両数	不正改造車両数	整備令件数
88	98	74



ディーゼル黒煙の検査



整備命令標章



クリアレンズ等不適切な灯火器の取り付け